

「平成30年7月豪雨」により被害を受けられた場合の県税の手続きについて

平成30年7月豪雨で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

福島県では、下記の地域に主たる事務所等がある法人の皆様に係る県税の取扱いについて、次のとおり対応することとしましたのでお知らせいたします。

○法人県民税、事業税及び地方法人特別税について

下記の地域に主たる事務所、事業所等を有する法人のうち、地方税法又は福島県税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付を必要とする法人であって、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものにつきましては、その期限を延長します。

延長の期間は、国税庁及び被災自治体の状況を踏まえた上で判断し、改めてお知らせいたします。

なお、期限延長の手続きは不要です。

また、上記以外の県税につきましても納期限の延長などの制度がありますので、各地方振興局県税部へお問い合わせください。

○期限を延長した地域

都道府県名	地 域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

【お問い合わせ先】

県北地方振興局県税部 024-521-2680
県中地方振興局県税部 024-935-1235
県南地方振興局県税部 0248-23-1512
会津地方振興局県税部 0242-29-5235
南会津地方振興局県税部 0241-62-5212
相双地方振興局県税部 0244-26-1123
いわき地方振興局県税部 0246-24-6024

福島県庁税務課（法人に関すること） 024-521-7068